

# 転入 [手続きチェックリスト]

開庁時間 8時30分~17時15分 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

### 士別(SHIBETSU) へようこそ!

士別市に転入される方は、お引っ越しの日から14日以内に転入の届出が必要です。市役所1番窓口または、最寄りの出張所(上士別・多寄・温根別)、朝日支所へ届け出てください。

#### 手続きの際は、本人確認が必要です。

● 1 点でよいもの

運転免許証、マイナンバーカード(顔写真付き)、パスポート、障害者手帳など

● 2 点必要なもの

健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

【代理人の方が手続きするときは・・・】

・委任状と、代理人の方の本人確認が必要です。

#### 【各出張所、支所】

上士別出張所 上士別町16線南2番地 ☎0165-24-2207 多寄出張所 多寄町36線西4番地 ☎0165-26-2004 温根別出張所 温根別町南1線6340番地 ☎0165-27-2324 朝日支所 朝日町中央4040番地 ☎0165-28-2121

※一部の手続きについて、出張所で受付できないものがあります。

## 市立士別図書館をご利用ください! 下記の証明書は図書館の窓口で発行できます。 (士別市西1条8丁目 士別駅前 ☎0165-29-2153)

- ・住民票(除住民票・マイナンバー付の住民票は発行できません)
- ・現在の戸籍謄・抄本(全部・個人事項証明書)(除籍、改製原戸籍は発行できません)
- ・印鑑証明書(印鑑登録、改印はできません)

#### ★開館時間 10時00分~18時00分

※土日も発行可能ですが、図書館の休館日等発行できない場合もあります。事前にご確認ください。



# □市役所本庁舎での手続き(1階窓口)

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
1	住民票・戸籍証明	□転入届	お引越の日から14日以内に行っ てください。	●転出証明書 (マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が交付されていない場合があります。) ※マイナンバーカードをお持ちの方は継続利用の手続きが必要です。(下記参照) ●外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」 ●国外からの転入の方は「パスポート」		市民課
		□マイナンバー カード □住民基本台帳 カード	カード継続利用の手続きが必要 です。引越後90日以内に手続き を行ってください。(超えた場 合は、カードが失効します。)	●マイナンバーカードまたは住民基本台帳 カード ●カードの暗証番号(数字4桁、英数字6 桁以上など)		<b>26-7577</b>
		□印鑑登録	前住所地の印鑑登録証は使用で きません。必要な方は新たに登 録が必要です。	●登録する印鑑		
2		□国民健康保険	国民健康保険に加入される方は 手続きが必要です。 (国保税のお支払いは、原則口 座振替としています。)	<ul><li>●特定同一世帯所属証明書 (前住所地で発行された方)</li><li>●旧被保険者異動連絡票 (前住所地で発行された方)</li><li>●銀行口座のお届け印</li><li>●銀行口座のわかるもの</li></ul>		市 民 課国 保 係 電26-7712
	国保・後期高齢者・年金・医療費助成のこと	<u> </u>	道外から転入された方は後期高 齢者医療保険加入の手続きが必 要です。	●負担区分証明書(前住所地で発行されたもの) ※道内から転入された方は、手続きは不要です。3~5日後に新しい保険証が簡易書留で郵送されます。		
			保険料の口座振替を希望される 方は手続きが必要です。(転入 された年度の保険料は、納付書 で支払いとなります。)	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		
		□国民年金	国外から転入された60歳未満の 方は、国民年金加入の手続きが 必要です。(第2号、第3号被 保険者の場合は、必要ありませ ん。)	●国民年金保険料の支払い方法や、免除申請の有無により必要なものが異なりますので、給付年金係までお問い合わせください。		
		□重度心身障がい者 医療費助成	下記の手帳を所持している方は 医療費助成を受けるための申請 手続きが必要です。(所得制限 があります。) ○身体障害者手帳「1級」「2 級」または「3級の内部障害」 ○療育手帳「A判定」 ○精神手帳「1級」	●所持している手帳 ●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●前年中の所得がわかるもの(7月までは前々年中)※世帯や扶養の状況により必要な方が異なりますので、給付年金係までお問い合わせください。		市 民 課 給付年金係 雪26-7703
		□ひとり親家庭等 医療費助成	下記の方は医療費助成を受ける ための申請手続きが必要です。 (所得制限があります。) ○18歳未満の児童と、20歳未満 の学生または無職等の児童 ○児童を扶養・監護している母 または父	●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●母または父の前年中の所得がわかるもの (7月までは前々年中) ●18歳以上の学生の方は、学生証か在学証 明書 ●無職の方は民生委員発行の無職証明書 (用紙は窓口でお渡しします。)		
		□乳幼児等 医療費助成	中学生以下の方は医療費助成を 受けるための申請が必要です。	●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●生計維持者の前年中の所得がわかるもの (7月までは前々年中)		

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
3	税金のこと	□原付バイク(125cc 以下)小型特殊自 動車(農耕用含む )の届出	前住所地でナンバー交付を受け た車両をお持ちの方は住所変更 が必要です。	●印鑑 ●前住所地で発行された廃車申告受付書または前住所地で交付を受けたナンバー		税 務 課 市民税係 ☎26-7720
		□市税の□座振替	市税の口座振替を希望される方は手続きが必要です。	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		税 務 課納 税 係 全26-7718
	市営住宅のこと	□上下水道	水道の使用開始・名義変更の手 続きが必要です。	※水道の使用開始等の手続きは、転入前に 電話でも手続き可能です。手続きに必要な ものはありません。		上下水道局 経営料金係
			料金軽減を希望される方は申し 込みが必要です。	●課税状況等一定の条件により軽減の対象となる場合がありますので、上下水道係までお問い合せください。		室26-7725
4			公営住宅に入居を希望される方は手続きが必要です。(申し込みにはいくつか条件があります。詳しくは住宅係までお問い合わせください。)	●収入のわかるもの ●障害者手帳等(お持ちの方)		建築課住宅係
		□公営住宅	公営住宅に同居者が転入される 場合は手続きが必要です。(収 入状況等により承認できない場 合があります。詳しくは住宅係 へお問い合わせください。)	●収入のわかるもの ●障害者手帳等(お持ちの方) ●印鑑		建 築 課 住 宅 係 啻26-7726
	市民相談・自治会のこと	□ごみ分別	ごみ分別方法の説明とごみ収集 カレンダーをお渡しします。	※手続きに必要なものはありません。士別市公式アプリ「しべつ暮らしナビ」やホームページでも、ごみ収集日や分別方法が確認できます。		
5		□畜犬登録	犬の登録又は所在地変更の手続 きが必要です。	●未登録の犬は、登録手数料3,000円がかかります。 ●他市町村で登録済みの犬は、前所在地の市町村で交付された犬鑑札		都市環境課 環 境 係 雪26-7734
		□しべつ霊園 市内共同墓地	市営墓地又は市内共同墓地を使 用している方は、住所変更の手 続きが必要です。	●使用者の転入後の住民票 ●墓地使用許可証 ※朝日地区の共同墓地は、朝日支所で手続 きしてください。		
		□どさんこ・子育て 特典カード	妊娠中の方、小学生以下の子どもがいる世帯は、協賛店舗から 特典サービスを受けることがで きます。	※手続きに必要なものはありません。窓口 でどさんこ・子育て特典カードを交付しま す。		こども・子 育て応援課 こども育成係
		□保育所・幼稚園	利用を希望する場合は、申し込 みが必要です。	●利用を希望する保育所・幼稚園またはこ ども育成係までお問い合わせください。		<b>≘26-7768</b>
7	福祉まるごと相談窓口	□児童手当	0歳から中学生までの子どもを 養育している方は、手当を受給 するための申請が必要です。	●印鑑 ●受給者名義の通帳 ●受給者、配偶者のマイナンバーが確認で きるもの (公務員の方は、勤務先での手続きになり ます)		こども・子育て応援課
	日間談窓口	□児童扶養手当	ひとり親家庭の方で、前住所地 で児童扶養手当を受給していた 方は、住所変更等の手続きが必 要です。	●受給者証(前住所地で発行されたもの) ●印鑑		子育て支援係 国26-7759
			要介護認定を受けている方は手 続きが必要です。	●介護保険受給資格証明書(前住所地で発 行されたもの)		介護保険課
			□介護保険	要介護認定を受けていない方	※手続きはありません。 (65歳以上の方には、保険証と保険料納付 書を郵送します。)	

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
7	福祉まるごと相談窓口		一般住宅へ住所を移し入所する 方	●介護保険受給資格証明書(前住所地で発行されたもの)		
		□施設入所	剣淵・和寒・幌加内町以外から 市内のグループホームに住所を 移す方	●介護保険受給資格証明書(住所地特例が 適用されないため)		介護保険課 介護保険係
			住所地特例施設(特別養護老人 ホーム・介護老人保健施設・有 料老人ホーム・サービス付高齢 者住宅)へ住所を移す方	※手続きはありません。		□ 26-7749
		□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者 保健福祉手帳	各種手帳をお持ちの方は、住所 変更の手続きが必要です。	●各種手帳 ●印鑑 ●本人のマイナンバーが確認できるもの		
		□自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院 医療を利用している方は、住所 変更の手続きが必要です。	●前住所地で交付された受給者証 ・●印鑑		福祉課福祉係
		□特別児童扶養手当	手当を受給されている方は、住 所変更の手続きが必要です。	●本人のマイナンバーが確認できるもの		<b>20</b> 1144
		□特別障害者手当 □障害児福祉手当	手当を受給されている方は、住 所変更の手続きが必要です。	●印鑑		
		□生活困窮者 自立支援制度 □生活保護	生活の困りごとがあれば相談し てください。	●生活支援係までお問い合わせください。		福 祉 課 生活支援係 ②26-7743

# □本庁舎以外の手続き

## ●教育委員会 学校教育課学務係(東5条3丁目 士別警察署隣) ☎26-7303

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
□小・中学校転校	小・中学生の子どもがいる方 は、転校の手続きが必要です。	●住民票などの新住所が確認できもの	
□来年度小学校新一年生	新入学をむかえる児童は入学準 備(健康診断等)が必要です。	●学校教育課学務係までお問い合わせください。	

# ●保健福祉センター(東11条5丁目 士別市立病院隣)☎22-2400

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
□乳幼児健康診査	0~3歳までのお子様の成長発 達の確認をします。		
□予防接種	定期予防接種の予診票をお渡し します。	保健福祉センターにお問い合わせまたは来所ください。 ●母子健康手帳	
□妊産婦健康診査	妊産婦さんへ健診受診票を交付 します。		
□各種健康診査 がん検診	受診を希望される方はお申し込 みが必要です。	保健福祉センターにお問い合わせください。	
□新型コロナウイルス感染 症ワクチン接種	5歳以上の方は、前住所地での 接種履歴の確認が必要となりま す。	●前住所地で発行されたクーポン券(お持ちの方) ●本人のマイナンバーが確認できるもの	